4　1の規定にかかわらず、主管庁は、総トン数四百トン以上の船舶に対し、第二十規則及び第二十一規則の規定に適合する要件を免除することができる。

5　4の規定は、次のいずれかの総トン数四百トン以上の船舶については適用しない。

5.1　二千十七年一月一日以後に建造契約が結ばれる船舶

5.2　建造契約がない場合には、二千十七年七月一日以後にキールが据え付けられる船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶

5.3　二千十九年七月一日以後に引渡しが行われる船舶

5.4　第二規則24に定義する新船又は現存船の主要な改造の場合、二千十七年一月一日以後に行われ、第五規則2.4及び3.4の規定が適用される船舶

6　自国を旗国とする船舶に対し、4の規定の適用を許可し、停止し、撤回し、又は拒否する条約の締約国の主管庁は、直ちに機関に通報するものとし、機関はこの議定書の締約国がその通報を了知するよう、千九百七十八年の議定書の締約国に対しその通報を回章に付する。

第二十規則　達成されるＥＥＤＩ

1　達成されるＥＥＤＩは、第二規則25から35までの規定の一又は二以上の種類に該当する次の船舶について算定される。達成されるＥＥＤＩは、各船舶に特有のものとし、エネルギー効率について予想される船舶の性能を示し、並びに達成されるＥＥＤＩの算定に必要な情報を含み、及び算定の過程を示す達成されるＥＥＤＩの技術的ファイルを伴うものとする。達成されるＥＥＤＩは、当該技術的ファイルに基づき、主管庁又は主管庁により正当に権限を与えられた組織により確認される。

1.1　新船

1.2　主要な改造が行われた新船

1.3　新船又は主要な改造が行われ、かつ、当該改造が広範に行われたため主管庁が新たに建造された船舶とみなす現存船

2　達成されるＥＥＤＩは、機関が作成する指針を考慮して算定される。

第二十一規則　要求されるエネルギー効率設計指標（ＥＥＤＩ）

1　第二規則25から31までの規定に定義されるいずれかの種類に該当し、及びこの章の規定が適用される次の船舶についての達成されるＥＥＤＩは、次のとおりとする（Ｘは、第一表に示すＥＥＤＩ基準線に対する要求されるＥＥＤＩの削減係数。）。

1.1　新船

1.2　主要な改造が行われた新船

1.3　新船又は主要な改造が行われ、かつ、当該改造が広範に行われたため主管庁が新たに建造された船舶とみなす現存船

達成されるＥＥＤＩ＝（1－Ｘ／100）×ＥＥＤＩ基準線から得られる値

2　新船又は主要な改造が行われ、かつ、当該改造が広範に行われたため主管庁が新たに建造された船舶とみなす現存船（契約がない場合には、当該改造が開始された日）における当該船舶の種類及び大きさに対応する削減係数を用い、達成されるＥＥＤＩが算定される。達成されるＥＥＤＩは、1に規定する要件を満たす。

第一表　ＥＥＤＩ基準線に対するＥＥＤＩのための削減係数（割合）

船舶の種類	船舶の大きさ	当初	第一段階	第二段階	第三段階
ばら積み貨物船	載貨重量二〇、〇〇〇トン以上	○	一〇	二〇	三〇
	載貨重量一〇、〇〇〇トン以上二〇、〇〇〇トン未満のもの	規制なし	○以上一〇以下（注）	○以上二〇以下（注）	○以上三〇以下（注）
ガス運搬船	載貨重量一〇、〇〇〇トン以上のもの	○	一〇	二〇	三〇
	載貨重量二、〇〇〇トン以上一〇、〇〇〇トン未満のもの	規制なし	○以上一〇以下（注）	○以上二〇以下（注）	○以上三〇以下（注）
タンカー	載貨重量二〇、〇〇〇トン以上のもの	○	一〇	二〇	三〇
	載貨重量四、〇〇〇トン以上二〇、〇〇〇トン未満のもの	規制なし	○以上一〇以下（注）	○以上二〇以下（注）	○以上三〇以下（注）
コンテナ船	載貨重量一五、〇〇〇トン以上のもの	○	一〇	二〇	三〇
	載貨重量一〇、〇〇〇トン以上一五、〇〇〇トン未満のもの	規制なし	○以上一〇以下（注）	○以上二〇以下（注）	○以上三〇以下（注）
一般貨物船	載貨重量一五、〇〇〇トン以上のもの	○	一〇	一五	三〇
	載貨重量三、〇〇〇トン以上一五、〇〇〇トン未満のもの	規制なし	○以上一〇以下（注）	○以上一五以下（注）	○以上三〇以下（注）
冷凍運搬船	載貨重量五、〇〇〇トン以上のもの	○	一〇	一五	三〇
	載貨重量三、〇〇〇トン以上五、〇〇〇トン未満のもの	規制なし	○以上一〇以下（注）	○以上一五以下（注）	○以上三〇以下（注）
兼用船	載貨重量二〇、〇〇〇トン以上のもの	○	一〇	二〇	三〇
	載貨重量四、〇〇〇トン以上二〇、〇〇〇トン未満のもの	規制なし	○以上一〇以下（注）	○以上二〇以下（注）	○以上三〇以下（注）

注　削減係数は、船舶の大きさに応じた二つの値の間で直線的に補間される。削減係数の小さい方の値は、小さい方の船舶に適用される。